



平成 23 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社船井財産コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役執行役員 中塚 久雄
(TEL 03-6439-5800)

定時株主総会における一部議案の上程取下げに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 23 年 2 月 15 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、平成 23 年 3 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会における議案として「第 6 条 発行可能株式総数変更」の件を上程することを決議いたしました。本日開催の取締役会において当該議案の上程を取下げることとしたので、お知らせいたします。

記

1. 取下げ対象となる議案

定款の一部変更に関する議案の上程を取下げる箇所は、平成 23 年 2 月 15 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」(1)に基づく変更案第 6 条であります。

当社は、発行可能株式総数を 288,000 株から 400,000 株へ変更することを平成 23 年 3 月 25 日開催予定の当社株主総会にて上程することを決議しておりましたが、当該議案の取下げにより、発行可能株式総数は現状定款のまま 288,000 株となります。

2. 取下げの理由

当社は、機動的な資金調達を可能とし、財務の健全性を確保することが、将来的な企業価値の向上に資すると考えておりましたが、当該議案の内容に関して慎重に検討した結果、現段階では、増資等の計画はなく、また、株式価値の希薄化要因を最小限に留め、従来どおり業務を遂行していくことが現状のままで十分可能であると考えたためです。

以 上